

以下の問題において、その内容が正しければ、解答用紙の左欄にマークを、誤りであれば、解答用紙の右欄にマークをしない。

第1問 安全保障関連の輸出規制は、日米安全保障条約に基づくものであり、国際的な平和と安全の維持を目的としている。

第2問 不拡散型輸出管理では、大量破壊兵器等の拡散防止の観点から問題のある輸出を規制することを目的としているので、輸出貿易管理令別表第4の2地域(ホワイト国)以外の地域への輸出についてのみチェックすればよい。

第3問 リスト規制該当技術を非居住者へ提供する場合の経済産業大臣による許可は、技術取引許可という。

第4問 ワッセナー・アレンジメント(WA)は、核兵器関連のレジーム(国際的な枠組み)である。

第5問 ワッセナー・アレンジメント(WA)はトルコ、ウクライナを含む33カ国がメンバーとなっている。

第6問 ワッセナー・アレンジメント(WA)の輸出規制対象地域は、パレスチナ、カシミールなどの紛争地域に限定されている。

第7問 生物・化学兵器を搭載できるミサイル及び無人航空機は、オーストラリア・グループ(AG)とミサイル関連機材・技術輸出規制(MTCR)の両方で輸出規制されている。

第8問 我が国やアメリカ、フランス、英国、ドイツ、韓国は、すべての国際的な輸出管理のレジームに参加している。

第9問 原子力供給国会合（NSG）により、核兵器そのものは輸出禁止とされており、その核兵器を運搬できるミサイルは、ミサイル関連機材・技術輸出規制（MTCR）で輸出規制されている。

第10問 リスト規制該当技術を、日本国内にある中国企業の子会社に勤務する中国人技術者に提供するときは、経済産業大臣の許可は不要である。

第11問 非居住者である香港の会社の技術者に、リスト規制該当技術を日本国内にて提供するときは、経済産業大臣の許可は不要である。

第12問 我が国は「武器輸出三原則」によって、どのような貨物であっても軍の施設への輸出が禁止されている。

第13問 アフガニスタンの国連事務所に人道上的支援物資を輸出する場合は、リスト規制該当貨物であっても輸出許可は不要である。

第14問 キャッチオール規制の対象貨物を輸出しようとするとき、輸出許可の申請が必要となるのは、その貨物の輸出がいわゆる「用途要件」及び「需要者要件」に該当する場合のみである。

第15問 リスト規制においては、民生用途に使われることが明らかな貨物の輸出の場合は、たとえリスト規制該当貨物であっても輸出許可は不要である。

第16問 一般包括輸出許可申請にあたり、申請者は経済産業省にコンプライアンスプログラム（CP）を届け出ていなくても、申請できる。

第17問 個別輸出許可を申請するとき、当該輸出に係る取引契約書、又は注文書等が必要である。

第18問 第1種一般包括輸出許可で、キャッチオール規制の「客観要件」該当も

含めすべての該当品をどこの国にも輸出できる。

第19問 第1種一般包括輸出許可の有効期間は、3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日までである。

第20問 国内販売であっても、国内の販売先が輸出することが明らかである場合は、適切な社内輸出管理を行うことが重要である。

第21問 企業の安全保障輸出管理においては、1つの部門の中でも個人に頼らない多段階のチェック体制にしておくことが重要である。

第22問 キャッチオール規制における需要者の確認は、取引先企業が複数事業所で構成されている場合、取引先の事業所単位で行なえばよい。

第23問 インターネット等通信回線を利用して、会社からリスト規制対象技術を含むデータを海外子会社宛送信する場合は、相手が同じ企業グループの会社であるので、安全保障輸出管理の対象からはずしてもよい。

第24問 日本からアメリカのシアトルにある企業に発注した貨物を、アメリカから英国へ輸出する場合、いかなる貨物も日本からの輸出ではないので経済産業大臣の許可は不要である。

第25問 インドの顧客からミサイルの燃料の成分を分析するための装置や回転体を試験するための装置の引合いがあった。当社の製品は、すべて「リスト規制」に該当する仕様のものではないので、直ちに成約し輸出してよい。

平成16年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験（第2回）

(S T C A s s o c i a t e )(Tコース)